

# 熊本県公報

号外 第18号の6  
平成17年3月31日(木)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県公営企業管理者に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規程	(企業局) 1
○熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程	( " ) 1
○熊本県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護等に関する管理規程の一部を改正する規程	( " ) 5
○熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	( " ) 16
○熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則	(教育委員会) 16
○熊本県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	( " ) 49
○熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則	( " ) 49
○熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令	( " ) 59
○熊本県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	(労働委員会) 76
○熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程	( " ) 76

## 登 載 依 頼

### 熊本県公営企業管理規程第3号

熊本県公営企業管理者に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成17年3月31日

熊本県公営企業管理者 永田昭三

熊本県公営企業管理者に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

熊本県公営企業管理者に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年熊本県規則第4号)の規定の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成17年3月1日から適用する。

### 熊本県公営企業管理規程第4号

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月31日

熊本県公営企業管理者 永田昭三

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程

熊本県企業局会計規程(昭和39年電気事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第40条中「第12号」を「第15号」に改める。

第80条第5項第2号中「第92条の規定により」を削る。

第80条第6項中「第92条の規定による」を削る。

第90条の2を次のように改める。

第90条の2 令第21条の14第1項第1号に規定する随意契約によることができる予定価格(貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額)は、次に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負 250万円

(2) 財産の買入れ 160万円

(3) 物件の借入れ 80万円

(4) 財産の売払い 50万円

(5) 物件の貸付け 30万円

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

第91条第1項中「(次の各号の一に該当するときは、1人)」を削る。

第91条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 災害により緊急に施行する必要がある、他の者から見積書を徴するいとまがないとき。

別表第1(第8条関係)の電気事業予算科目の収益的収入の表の事業収益 営業収益 企業局 電力料の項に「

水力発電電  
力料  
風力発電電  
力料

」を加え、事業収益 営業外収益 (何) 附帯事業

電力料の項に「

水力発電電  
力料  
風力発電電  
力料

」を加える。

別表第2(第8条関係)の電気事業会計勘定科目の収益の表の事業収益 営業収益 企業局 電力料の項中「九州電力株

式会社

」を「

水力発電電  
力料  
風力発電電  
力料

」に改め、事業収益 営業外収益

(何) 附帯事業 電力料の項中「九州電力株

式会社

」を「

水力発電電  
力料  
風力発電電  
力料

」に改める。

別表第2(第8条関係)の電気事業会計勘定科目の固定資産の表の有形固定資産 水力発電設備の項中「(何) 発電所又は発電総合管理所又は企業局」を「(何) 発電所又は発電総合管理所」に改め、

を「	業務設備	企業局	土地 建物	鉄筋コンク リート造 れんが造 ブロック造 木造	」
			機械装置	発電機 主要変圧器 配電盤開閉装 置 自動制御装置 屋外鉄構 諸機械装置 雑工事	
			諸装置	通信電灯電力 装置 修繕試験装置 雑装置	
			備品	工具 器具諸備品 諸車	
	業務設備	企業局	土地 建物	鉄筋コンク リート造	

				れんが造 ブロック造 木造 発電機 主要変圧器 配電盤開閉装 置 自動制御装置 屋外鉄構 諸機械装置 雑工事 通信電灯電力 装置 修繕試験装置 雑装置 工具 器具諸備品 諸車
			機械装置	
			諸装置	
			備品	
			工事費負担金 (貸方) 減価償却累計 額 (貸方) 共有者持分額 (貸方) 土地 建物	
	風力発電設備	(何) 発電所 又は発電総合 管理所		鉄筋コンク リート造 金属造 れんが造 ブロック造 木造 発電機 主要変圧器 配電盤開閉装 置 自動制御装置 屋外鉄構 諸機械装置 雑工事 通信電灯電力 装置 修繕試験装置 雑装置 工具 器具諸備品 諸車
			機械装置	
			諸装置	
			備品	
			工事費負担金 (貸方) 減価償却累計	

			額 (貸方) 共有者持分額 (貸方)		
に改め、有形固定資産 建設仮勘定 (何)建設工事口 無形固定資産の項中「					
					電信電話専 用施設利用 権
を「	電信電話専 用施設利用 権 電気供給施 設利用権	に改め、有形固定資産 附帯事業固定資産の項中「(何)発電所又は発			
電総合管理所又は企業局」を「(何)発電所又は発電総合管理所」に改め、					
「	無形固定資産	水力発電設備	(何)発電所 又は発電総合 管理所	水利権 ダム使用権 電話加入権 電信電話専用 施設利用権 ソフトウェア その他無形固 定資産	
		業務設備	企業局	電話加入権 電信電話専用 施設利用権 職員会館使用 権 庁舎使用権 東京寮使用権 ソフトウェア その他無形固 定資産	
		附帯事業固定 資産	(何)発電所 又は発電総合 管理所又は企 業局	水利権 ダム使用権 電話加入権 電信電話専用 施設利用権 ソフトウェア その他無形固 定資産	
を「	無形固定資産	水力発電設備	(何)発電所 又は発電総合 管理所	水利権 ダム使用権 電話加入権 電信電話専用 施設利用権 電気供給施設 利用権 ソフトウェア その他無形固	

	業務設備	企業局	定資産 電話加入権 電信電話専用 施設利用権 職員会館使用 権 庁舎使用権 東京寮使用権 ソフトウェア その他無形固 定資産	
	風力発電設備	(何) 発電所 又は発電総合 管理所	電話加入権 電信電話専用 施設利用権 電気供給施設 利用権 ソフトウェア その他無形固 定資産	
	附帯事業固定 資産	(何) 発電所 又は発電総合 管理所	水利権 ダム使用権 電話加入権 電信電話専用 施設利用権 電気供給施設 利用権 ソフトウェア その他無形固 定資産	

に改める。

別表第2（第8条関係）の電気事業会計勘定科目の固定負債の表の引当金 修繕準備引当金の項中「(何) 発電所又は発電総合管理所又は企業局」を「企業局」に改める。

別表第2（第8条関係）の電気事業会計勘定科目の流動負債の表の引当金 修繕準備引当金の項中「(何) 発電所又は発電総合管理所又は企業局」を「企業局」に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

**熊本県公営企業管理規程第5号**

熊本県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護等に関する管理規程（平成13年熊本県公営企業管理規程第8号）の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月31日

熊本県公営企業管理者 永 田 昭 三

熊本県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護等に関する管理規程の一部を改正する規程

熊本県公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護等に関する管理規程（平成13年熊本県公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「第29条第3項」を「第25条の5第2項」に改め、同条第1号及び第2号中「是正の申出」を「利用停止請求」に改める。

第5条第3項中「第29条第3項」を「第25条の4第2項」に、「是正の申出」を「利用停止請求」に、「第30条」を「第25条の7第2項及び第3項」に改める。

第6条中「第16条第8号」を「第16条第2号」に改める。

第7条第5項中「第19条第6項」の次に「及び第7項」を、「事項は」の次に「、開示請求に係る個人情報記録されている行政文書の表示」を加え、「、開示請求者以外の者に係る情報の内容」を削り、同条第6項及び第7項中「第19条第6項」の次に「及び第7項」を加え、同条第8項中「第19条第7項」を「第19条第8項」に改め、同条の次に次